

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する 法律施行令の一部を改正する政令の概要

(1) 内容

地方交付税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第2号）第3条の規定により地方財政法（昭和23年法律第109号）の一部が改正されること等に伴い、以下の改正を行うもの。

① 地方財政法施行令の一部改正（第1条関係）

地方財政法附則第33条の5の2の改正（臨時財政対策債の発行期間を令和5年度から令和7年度までに延長）に伴い、所要の規定の整備を行う。また、地方財政法施行令に定める標準財政規模の算定方法の特例及び赤字限度額の算定における標準財政規模の算定方法の特例等について、不要な年度の削除等を行う。

② 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正（第2条関係）

早期健全化基準及び財政再生基準の算定方法の特例において引用する地方財政法施行令の規定が①により改正されることに伴う規定の整理及び不要な年度の削除を行う。

(2) 施行日

令和5年4月1日